

人材紹介サービス利用規約

第1条 (目的)

1. 本規約は、株式会社バーチャルアーツと株式会社クリエイクス（以下当該2社をまとめて「当社」といいます）が提供する人材紹介サービス（以下「本サービス」といいます）の利用についての合意事項になります。
2. 本サービス申込者（以下、「申込者」といいます）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 (利用申込みの方法および利用契約の成立)

申込者が、本規約に同意の上、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）により本サービスの利用を申込み、当社が当社所定の審査を行い、申込みを承諾した場合、本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます）は申込書に記載された申込日をもって成立するものとします。

第3条 (本サービスの内容)

1. 当社は、申込者に対して、副業として申込者の委託業務に従事する者を紹介する副業マッチングサービス（以下「副業紹介」といいます）及び申込者へ転職を希望する者を紹介する有料職業紹介サービス（以下「職業紹介」といいます）を提供するものとします。
2. 副業紹介は、後記応募者が別途選定先において労働していることを前提に、申込者を副業の業務委託先として紹介するサービスであり、申込者は、応募者を労働者ではなく、個人事業主として取り扱うものとします。
3. 職業紹介は、後記応募者が労働者として従事する会社から申込者を転職先として紹介するサービスであり、申込者は、応募者を個人事業主ではなく、労働者として取り扱うものとします。

第4条 (求人への申込み)

申込者は、当社に対して、副業紹介と職業紹介について、それぞれ副業の業務委託として求める条件及び職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下総称して「求人条件」といいます）ごとに求人条件を明示する文書（以下「求人票」といいます）を書面または電子メールを利用する方法により交付し、人材の紹介を依頼するものとします。

第5条 (応募者の紹介)

1. 当社は申込者の求人条件に適合する可能性がある人材の内、申込者の求人に応募する意旨がある者（以下「応募者」といいます）を申込者に対して紹介するものとします。
2. 紹介に際して、当社が提出するレジュメ、職務経歴書その他の応募書類等（以下総称して「応募書類等」といいます）は応募者の責任において作成されるものであり、当社は、応募書類等の真偽につき何ら責任を負わないものとします。
3. 申込者は、当社が紹介する応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認します。
4. 申込者は、応募者の採否を決定するにあたり当該応募者との面談を希望する場合、紹介を受けた日から7日以内に、当社にその旨を連絡するものとします。なお、申込者からの連絡がない場合、当社は当該応募者の採用を拒否したものとみなします。
5. 申込者は当社が紹介した応募者を採用しようとする場合、当社に対して、副業紹介の場合は業務委託契約書の写しを速やかに提出するものとし、職業紹介の場合は直ちに採用を決定した事実および職業安定法第9条の3第2項の規定に定める事項を記載した採用通知書を速やかに提出するものとします。

第6条 (紹介手数料および請求方法)

1. 副業紹介について応募者と申込者との業務委託契約が成立した場合の手数料（以下「副業手数料」といいます）は、1件当たり●●円（消費税別）とする。
2. 職業紹介についての紹介手数料（以下「紹介手数料」といいます）は、甲と採用決定者との間で締結された契約書（雇用契約書、業務委託契約書、請負契約書ないし準委任契約書等）に明記された金額に、当該応募者の労働提供を受ける一切の契約を含むが、これらに限らない。以下これらの契約を「雇用等契約」という。）または甲が採用決定者に通知する採用通知書等の書面（メール等の電磁的方法によるものも含み、契約書と併せて、以下「採用条件記載書」という）に記載された、採用決定者の月額年収の30%に相当する金額（消費税等別）とする。なお、申込者が当社の紹介日から1年を経過しない間に、当社からの紹介以外の方法によって当該応募者を採用した場合、または雇用形態や職種等が当初の予定と異なる場合も同様とします。
3. 月額年収は、以下のとおり定義される。

$$\text{（月割制の場合）} = \left(\text{「基本給} + \text{時間外勤務手当」} \times 12 \text{ヶ月} + \text{賞与} \right) \div \text{前年度実績賞与支給月数}$$

$$\text{（年割制の場合）} = \text{「年俸} + \text{賞与} \right) \div \text{前年度実績賞与支給月数}$$

$$\text{（週給の場合）} = \text{「週給} \times 4.5 \text{週} \times 12 \text{カ月} \text{」}$$

$$\text{（日給の場合）} = \text{「日給} \times 23 \text{日} \times 12 \text{カ月} \text{」}$$

$$\text{（時給の場合）} = \text{「時給} \times 8 \text{時間} \times 12 \text{日} \times 12 \text{カ月} \text{」}$$
 ※「基本給+時間外勤務手当」、「年俸」、「週給」、「日給」および「時給」には、基本給のみならず、役職手当、時間外勤務手当（みなし残業代）を含む。ただし、通勤交通費、時間外・休日・深夜労働等の変動する割増賃金は時間外勤務手当に含まない。
3. 副業手数料及び紹介手数料（以下2つを総称して単に「手数料」といいます）は、前2項の定めに従いより算出され、甲に通知することにより確定するものとし、金額の確定後は、特別の事情がない限り、双方とも手数料を増減することはできないものとする。
4. 申込者は本条の手数料の請求があった場合、前項の請求書の記載に従い、当社に対し、振込により支払うものとします。なお、振込にかかる手数料等は申込者が負担するものとします。

第7条 (紹介手数料の返還および返還方法)

1. 採用決定者が、入社日（業務委託契約ないしその他の契約の場合における業務開始日を含む。以下同じ）以降、採用決定者本人の責により解雇された場合または自己都合により退職した場合（以下「本人都合退職等の場合」という）、当社は、申込者の請

求により、紹介手数料の一部（以下「返還金」という）を、以下の各号のとおり返還します。なお、その名目または形式上の理由にかかわらず、申込者が採用決定者に通知していた知識その他の労働条件が採用決定時の実際の雇用等契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または申込者の法令違反行為に起因する場合については、本人都合退職等の場合に該当せず、当社は返還金の支払い義務を負わないものとします。

- ① 入社日から1ヶ月以内の本人都合退職等の場合、紹介手数料の60%に相当する金額
 - ② 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の本人都合退職等の場合、紹介手数料の50%に相当する金額
 - ③ 入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内の本人都合退職等の場合、紹介手数料の30%に相当する金額
2. 当社は、前項に基づいて申込者から請求を受けた場合には、返還金を、当該請求を受けた日の翌月末日までに、申込者指定の銀行口座への振込送金の方法により、申込者に対し支払うものとします。送金手数料は当社の負担とします。
3. 副業手数料については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切返還しないものとします。

第8条 (紹介に基づく採用拒否後の雇用)

1. 当社は、当社から紹介を受けた応募者を採用しない旨を当社に連絡した場合、または採用を拒否した場合において、当社が当該応募者を紹介した日より1年間、当社に事前の承諾を得ることなく当該応募者と副業の業務委託契約または雇用等契約を締結してはならないものとします。
2. 申込者が前項の規定に違反した場合には、当社に対し、違約金として、当該応募者に関する副業手数料ないし紹介手数料の倍額を直ちに支払うものとします。

第9条 (職業紹介における退職勧奨等の禁止)

当社は、申込者が応募者を雇用等（雇用等契約に基づき応募者と契約締結することを含む。以下同じ。）した後は、当該応募者を他の求人者に紹介することを目的として、当該応募者に対し退職勧奨等してはならないものとします。

第10条 (個人情報の保護)

1. 当社は、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下総称して「個人情報」といいます）を申込者に対して開示、提供するものとします。ただし、当社は応募者の病歴、倒産状況などの求人条件に直接関係のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、申込者に開示、提供しないものとします。
2. 申込者は、前項の規定に基づき当社より本規約に基づき知り得た応募者の個人情報に正当な理由なく他に漏らしてはならないものとします。
3. 申込者は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合、事前にその旨を当社に通知するものとし、その場合、申込者は当該第三者において個人情報の安全管理が図られるよう、自らの責任において、安全管理措置を講じさせるものとします。

第11条 (求人条件等の開示および公開)

1. 申込者は、事前に開示および公開を希望しない旨を指定した場合を除き、求人票等により提供した情報および当社が独自に収集した情報を応募者に対して提供することあらかじめ同意するものとします。
2. 申込者は、事前に開示および公開を希望しない旨を指定した場合を除き、求人票等により提供した情報および一般に公開されている申込者の企業情報等を当社が人材を募集するために、当社または当社関連会社が運営、提供または指定するウェブサイト等において開示または公開することあらかじめ同意するものとします。
3. 当社は、当社と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票等により提供した情報および当社が独自に収集した情報を開示、提供する場合があります。その場合、当社の責任のもと、当該人材紹介会社が当社と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとします。

第12条 (企業秘密および応募者情報の守秘義務)

1. 申込者および当社は、本規約に基づき知り得た、相手方の営業上の秘密に関する情報その他開示の状況から秘密として保護されるべきと認められる情報について、相手方の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、本契約の期間中およびその後においても、第三者（当社関連会社を除く）に対し開示または漏洩してはならないものとします。
2. 申込者は、本規約に基づき知り得た応募者にかかる情報を厳に秘密として管理し、当該応募者の採否の判断以外のために利用してはならず、本契約の期間中およびその後においても、第三者に対し開示または漏洩してはならないものとします。申込者は、当社に対し、当社の求めがあった場合には、当該応募者にかかる情報が記載または格納される書類その他の媒体を即時に引き渡さなければならないものとします。

第13条 (損害賠償責任等)

当社は、申込者が応募者と副業の業務委託契約ないし雇用等契約締結後、当該応募者が申込者に入れた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第14条 (身元保証等)

当社は、応募者が申込者に対して負担すべき一切の債務について、何らの保証を行わないものとします。

第15条 (本規約と他の契約等との関係)

1. 本規約は申込者と当社との間で既に締結されている契約等について、本サービスに関連する他の契約とともに、申込者の本サービス利用について遵守すべき事項を定めるものであり、他の契約等を通じて当社から紹介した人材についても適用するものとします。
2. 本規約と他の契約等とが矛盾抵触する場合、いずれを適用するかは、当社が指定するものとします。

第16条 (契約期間)

本契約の有効期限は、契約成立の日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに申込者または当社より相手方に対し契約終了あるいは契約内容変更の申立てがない場合はさらに同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第17条 (解除事由)

1. 申込者または当社が以下の各号のいずれかに該当した場合には、相手方に催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 (1) 支払いの停止または特定回帰、破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがあったとき
 (2) 解散の決議を行い、または解散命令を受けたとき
 (3) 営業を停止し、若しくは営業の廃止を決定し、または主務官庁等から事業継続に重大な影響を受ける業務停止等の処分を受けたとき
 (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 (5) 差押え、仮差押え、保全差押え仮処分命令または通知が発送されたとき、若しくは競売手続の開始があったとき
2. 申込者または当社が本契約または本規約に違反し、7日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されない場合には、相手方に催告することにより、本契約を解除することができるものとします。

第18条 (反社会的勢力の排除)

申込者および当社は、自己またはその役員および事実上経営に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他これに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当せず現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約します。

第19条 (合意管轄)

本契約または本規約に関し紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上